

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午前10時
本庁舎屋上会議室

議案

議案第38号 浪速区の就学制度の改善について

1 浪速区の就学制度改善の方針案

- ・浪速区では、平成 24 年 10 月に大阪市教育委員会に取りまとめられた「就学制度の改善について」に基づき、教育力の向上・充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、「学校選択制」を実施する。

2 学校選択制

(1) 基本的な制度

- ・小学校においては、学校選択制を導入せず、中学校において「自由選択制」を採用する。

(2) 理由

- ・区内小学校のうち平成 29 年 4 月開校の小中一貫校（浪速小学校）と塩草立葉小学校を除く 4 校については、全て過少校であり、この課題解決が喫緊の問題であるとの認識から、まずは適正配置を優先的に検討する必要があると思料されるため。

(3) 選択制における優先

次に掲げるア～イに先だって、障がいのある生徒やいじめ等、心身の及び家庭的な事情により特に教育的な配慮を要する生徒については、学校選択制の導入に当たっても、その就学を優先する必要がある。その次に、下記ア～イを優先扱いとする。

ア 通学区域内に居住

- ・通学区域内に居住する生徒が、住所地の通学区域の学校を希望する場合、必ず入学できる運用を行う。

イ きょうだい関係

- ・同一年次、同一学年のきょうだいの場合は、申請により 1 組として取り扱う。

学校の選択希望調査終了後や年度途中にも、障がいのある生徒やいじめ等、心身の及び家庭的な事情により特に教育的な配慮を要する生徒、ア～イの優先生徒の受入を保障できるように、受け入れ人数に余裕をもたす。

(4) 実施時期

- ・平成 30 年 4 月予定

(5) 学校選択制の基本内容

ア 選択の機会・対象者

- ・選択の機会は、中学校に入学する際の 1 回のみとする。
- ・対象者は、翌年度、中学校に入学予定の区内在住者。
- ・入学後、進級時等には、学校選択することはできない。特別な事情がある場合は、指定校変更により他の学校に転校することが可能である。
- ・転入者については、選択範囲の学校の内、受け入れに余裕のある学校から選択できることとする。ただし、通学区域の生徒だけで教室不足になり受け入れができない学校や希望調査の結果、抽選を実施した学校・学年は除くこととする。なお、学校選択希望調査票の提出期限後の転入者についても、上記転入者と同じ取扱いとする。

イ 選択できる範囲

- ・浪速区内のすべての中学校。
- ・通学区域は残し、通学区域内に居住する生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるものとする。

ウ 各学校の受け入れ

- ・学校施設（教室数）の収容面で、通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。なお、住宅事情等により収容対策上、通学区域外から受入ができない学校がある場合には、受け入れ制限を行うことがある。
- ・実際の受け入れ人数は、毎年度、各学級の受け入れ人数、学級数とあわせて公表し、年度途中の転入者で学級数が増えないように、年度途中の転入者や指定外就学の人数を受け入れることを考慮する。年度途中の転入者の算定については、各学校の過去の実績等を精査し、必要な人数にとどめる。
- ・受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の生徒の学級数に 1 学級分の増加を上限とする。

エ 学校選択の希望調査

- ・毎年秋ごろ、翌年度入学予定者全員に「学校案内」、学校希望調

査票を送付する

- ・翌年度入学予定者は、定められた期限内に希望調査票を区役所に提出する。ただし、期間内に保護者から提出がなかった場合には、通学区域の学校に希望があったものとみなす。この取扱いについては、あらかじめ保護者に周知する。
- ・第1希望のみ希望できるようにする。
- ・希望調査の結果は、ホームページ等で公表する。
- ・1～2週間程度の希望変更期間を設け、変更を受け付ける。変更申請を加えた希望調査の結果をホームページで公表する。

オ 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域外からの希望者を対象として、公開抽選により、入学者を決定する。
- ・当選しなかった場合は、補欠として順位を付けて登録する。
- ・抽選希望した学校に抽選等で入れなかった場合にあっても、通学区域の学校への就学を必ず保障する。
- ・抽選実施校については、国立や私立の学校に入学する生徒等の数に応じて、2月中旬ごろまで補欠者の繰上げを行う。繰り上げにならなかった場合は、通学区域の学校を指定校とする。

カ 通学

- ・原則徒歩であり、自転車の利用は禁止とする。
- ・通学の安全を確保するために、例外的に公共交通機関の利用を認める場合はあるが、費用は保護者負担とする。
- ・保護者の責任において、通学距離等、通学の負担や安全に考慮し、学校選択の希望申請を行うよう周知する。

キ 就学制度の公平・公正な運用の確保

- ・本区においては、現在適正就学の取り組みを行っており、今後、学校選択制を実施した場合でも、制度の公平・公正な運用を確保するため、引き続き適正就学の取り組みを行っていく。
- ・本区では、これまで様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、啓発等の取り組みを行ってきており、今後も引き続き取り組む。

(6) 学校選択制のための情報提供

本区では、子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周

知を図り制度内容を理解してもらえるように、大阪市教育委員会と連携して取り組む。

子どもや保護者が学校を選択するにあたり、学校が子どもや保護者に対し、どのような情報をどのように提供するのかについては、非常に重要であり、次のような情報提供を行う。

- ・学校選択制の制度内容や手続き、各学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- ・各学校は、希望調査期間等に、学校公開、学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間に、複数日実施する。
- ・学校見学や学校のホームページの充実に取り組む。保護者の方に、子どもが実際に活動している様子そのものを実際に見てもらって、学校を選択してもらうことが大切である。保護者が子どもの教育のために、より良い学校選択を行うことができ、かつ入学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供を行う。

(7) 学校選択制の期待されるメリット

ア 子どもの通学の安全確保や通学の負担軽減ができる

- ・距離が近い学校に行くことができる場合もあり、通学の安全確保や負担軽減ができる。

イ 子どもや保護者が、学校教育に深く関心を持つ

- ・子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持ち、より積極的に関わろうとすることが期待できる。

ウ 特色ある学校づくり、開かれた学校づくりが進む

- ・子どもや保護者に選ばれることにより、生徒の状況や地域の実情にあわせた特色ある学校づくりがますます進められるとともに、保護者や地域にさらに積極的に情報発信することにより、開かれた学校づくりが進むことが期待できる。

(8) 課題と対応

ア 通学区域外から通学する児童・生徒の安全確保

- ・すべての地域で地域やPTAの方が、児童の登下校の見守り活動に取り組んでいる。本区としても、ICTを活用した子どもの見守りシステムを導入するなど児童生徒の安全確保に努める。

- ・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校選択してもらうよう周知に努める。

イ 学校と地域との関係

- ・中学校区になると、小学校区に比べ、地域の取り組み等への参加意識が希薄になっていると考えられるので、保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促す。

ウ 特定の学校に希望が集中することによる生徒数の偏り

- ・選択の結果、特定の学校に生徒が集中することにより、学校間で生徒の偏りが生じる可能性がある。本区では、受け入れ可能な学級数は、入学を保障する通学区域内の就学予定の生徒数の学級数に1学級分の増加を上限とすることにより、特定の学校への過度な集中は、一定抑制できると考える。

【学校選択制のその他の課題について】

- ・子どもや保護者に、風評を排除し正しい判断をしてもらえるよう、的確な情報提供や、周知、啓発に努める。
- ・希望されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析・対応を行う。その際は、学校が課題解決に取り組むことは当然であるが、大阪市教育委員会及び本区が連携し、必要な支援を行う。

3 平成31年度以降の方向性

平成30年度に実施した内容を検証し、対応していく。